委託契約における特命随意契約の結果について (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
選挙公報配布業務	令和4年6月1日	東灘区連合婦人会	20.5円/件	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、選挙によっては、配布期間を非常に短期間とせざるを得ない場合がある。 そのような状況の中で迅速に配布するためには、毎月発行している市広報紙や選挙公報の配布業務を継続的かつ的確に遂行してきた実績を有する区連合婦人会への委託が適当である。また当団体は、日ごろから地域で活発的に活動しており、地域の情報に精通し、区域を正確に把握している。一方、選挙に関する啓発も業務の一つであり、選挙公報配本という市民と接する貴重な機会を捉え、この際に選挙の周知や棄権防止、投票の呼びかけ等、選挙啓発を推進することができるのは、平素より区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う区連合婦人会以外にはない。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	東灘区選挙管理委員会 (Tal: 841-4131)